

令和3年度 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

- 肺炎による死亡者の95%以上が、65歳以上の方です。
- 肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンを接種しておくこと、肺炎の予防や肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果が期待されます。

| | | |
|--|---|-----------------------|
| 令和3年度 対象者 (滑川町に住民登録 があり、今年度中に右 記の年齢になる方) | 65歳 | 昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生 |
| | 70歳 | 昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生 |
| | 75歳 | 昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生 |
| | 80歳 | 昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生 |
| | 85歳 | 昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生 |
| | 90歳 | 昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生 |
| | 95歳 | 大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生 |
| | 100歳 | 大正10年4月2日生～大正11年4月1日生 |
| 接種期間 | 令和3年4月1日～令和4年3月31日 | |
| 自己負担金 | 5,000円 (生活保護受給者は無料) | |
| 接種回数 | <p>生涯1回限り (原則これが初めての接種になる方)</p> <p>※この期間に接種できなかった場合、その後の接種は全額自己負担となります。一度もワクチン接種をされてなく助成を希望される方はこの期間での接種をお勧めします。ただし、特段の理由により、指定の年度に接種ができなかった方は、保健センターまでお問い合わせください。</p> <p>※過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを一度でも接種されたことのある方は定期接種の対象外となります。</p> | |
| 接種方法 | <p>医療機関へ<u>直接予約</u>をして接種してください。</p> <p>(別紙「比企管内 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種医療機関一覧」参照)</p> <p>※比企以外の医療機関(県内に限る)で接種を希望される方は、直接その医療機関へご相談ください。</p> | |
| 持ち物 | <ul style="list-style-type: none"> ・同封の高齢者肺炎球菌予防接種予診票 ・自己負担金5,000円 (生活保護受給者は無料) ・健康保険証 (生活保護受給者は、受給者証) | |

お問い合わせは **滑川町健康づくり課 保健予防担当**
(滑川町保健センター内)まで
☎ **0493-56-5330**



裏面も必ずお読みください



【高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種説明書】

肺炎球菌について

肺炎、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎などの原因となる細菌で、高齢者の肺炎の原因菌で一番多いものが肺炎球菌です。肺炎球菌は、健康な人の鼻、のど、上気道にも存在し、体力や免疫力が低下すると、肺炎などを発症することがあります。

副反応について

接種後に、注射部位の腫れ、痛み、ときに軽い発熱等の副反応がみられることがありますが、通常2～3日で消失します。高熱や体調の変化、その他に心配な症状がある場合は、医療機関を受診してください。

予防接種を受ける前の注意事項

■予防接種を受けることができない方

- (1) 接種当日、明らかに発熱のある方(体温37.5度以上)
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 予防接種の接種液の成分で、アレルギー反応を起こしたことが明らかにある方、
- (4) インフルエンザ予防接種で、接種後2日以内に発熱があった方、及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状が現れた方
- (5) その他、医師が不適切な状態と判断された方

■接種に注意が必要な方（接種にあたり医師とよく相談してください）

- (1) 心臓・腎臓・肝臓・血液・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方
- (2) 予防接種後2日以内に発熱したことがある方、または全身性発疹などのアレルギーを疑う症状になったことがある方
- (3) 過去にけいれんを起こしたことがある方
- (4) 免疫不全の診断を受けている方、及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

予防接種を受けた後の注意事項

- (1) 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。
- (2) 予防接種を受けた日の入浴は可能ですが、注射したところをこすらないでください。また、激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

予防接種健康被害救済制度について

肺炎球菌予防接種により重い副反応が生じ、入院治療が必要なほどの健康被害が生じた場合は、医療費および医療手当等の給付により、健康被害を救済する制度があります。救済を申請し、国による審議の結果、予防接種と健康被害の因果関係があると認定された場合は、救済を受けることができます。